

南関町通学路交通安全プログラム  
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 7 月

南関町通学路安全推進会議

## 1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、同年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、この度、関係機関の連携体制を構築し、「南関町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、次員をメンバーとする「南関町通学路安全推進会議（以下、推進会議）」を設置します。

### (1) メンバー

- ・南関町総務課
- ・南関町建設課
- ・南関町教育委員会
- ・玉名警察署交通課、南関交番
- ・熊本県玉名地域振興局土木部
- ・南関町立小中学校

### (2) 推進体制

メンバーが連携して児童・生徒の登校時の安全を確保していきます。

- ・南関町教育委員会は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援するとともに、安全確認に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- ・学校は、より安全な通学路を指定した上で学校安全計画に基づき危険箇所を把握し、安全教育や登校時の安全指導を徹底します。また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。
- ・警察署等は、児童等の安全安心な登下校のために、道路の交通安全施設整備、交通規制、交通安全指導、取締りなどに取り組みます。
- ・道路管理者は、所管する道路に関し、学校が指定する通学路の歩道の整備や防護柵の設置などの安全管理に取り組みます。

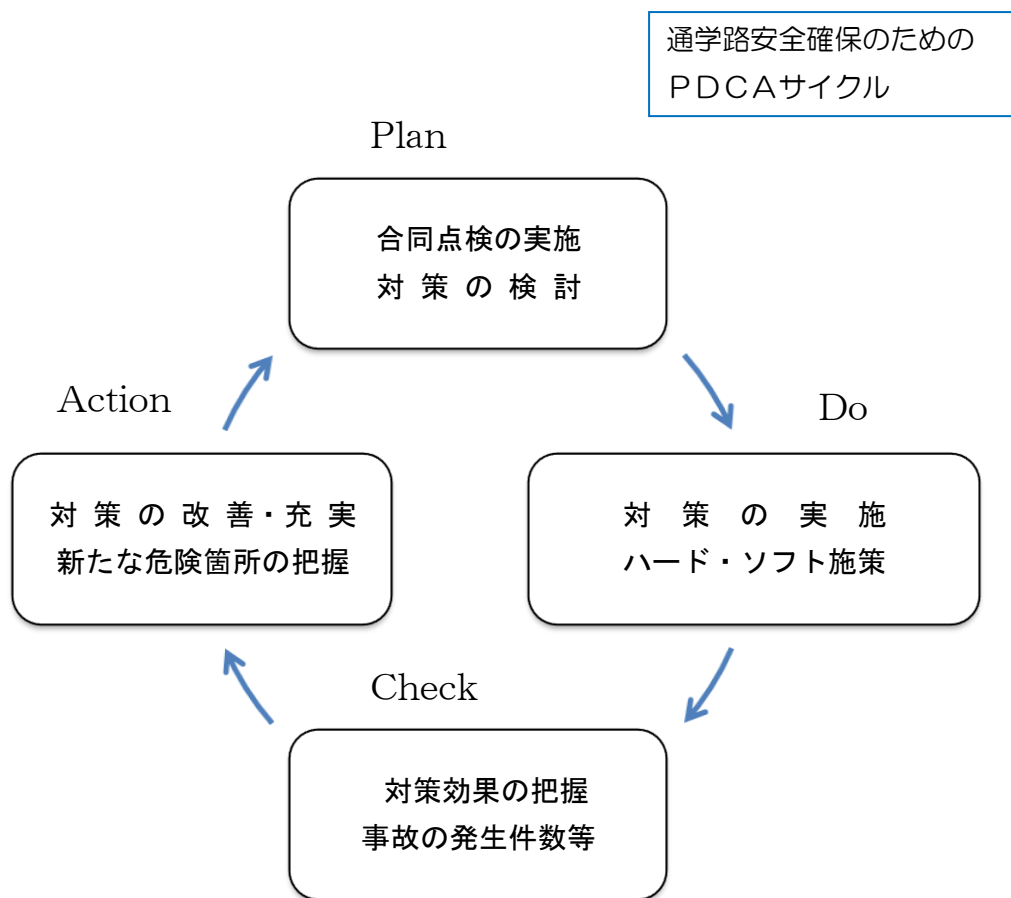
### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

関係機関が連携を強化して通学路の安全確保を図れるよう定期的に情報交換・情報共有を行います。

さらに継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



#### (2) 定期的な合同点検の実施 (Plan)

##### ア 事前の点検 (各学校での安全点検)

学校、保護者が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を行い、対策が必要な箇所があれば、学校が町教育委員会に合同点検実施一覧表 (以下「一覧表」という。) を提出します。

#### イ 合同点検実施箇所を選定

学校から町教育委員会に提出された一覧表をもとに、合同点検が必要な箇所を推進協議会において決定します。その際、道路管理者や警察による検討が必要な箇所や緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

また、教育委員会は、緊急性がある場合や看板や横断歩道の設置、路面表示等の補修または修繕等に対応できる場合は、推進会議に諮らずに、直接、関係機関に対応を依頼します。

#### ウ 合同点検の実施

- ・実施回数及び時期

毎年1回とし、時期は、夏季を基本とします。

- ・点検の内容

推進会議において決定した危険箇所の現場確認及び対応案の検討

#### (3) 対策の実施 (Do)

それぞれの対策について、推進会議で検討した対策案を踏まえて、教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

#### (4) 対策効果の把握 (Check)

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのかを確認します。また、対策実施後の効果を把握します。

#### (5) 対策の改善・充実 (Action)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 対策箇所一覧表と対策箇所図の公表

合同点検結果や対策内容のうち、関係者間で合意が得られたものについては、情報を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、町のホームページなどを通じて公表します。

別添

## 南関町 通学路要対策箇所一覧表 【平成〇〇年度】

【〇〇小学校】

番 号	路 線 名	箇所名・住所	通学路の状況・危険箇所の内容	対策内容	事業主体

【〇〇中学校】

番 号	路 線 名	箇所名・住所	通学路の状況・危険箇所の内容	対策内容	事業主体